

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成28年9月15日(2016.9.15)

【公開番号】特開2015-47314(P2015-47314A)

【公開日】平成27年3月16日(2015.3.16)

【年通号数】公開・登録公報2015-017

【出願番号】特願2013-180738(P2013-180738)

【国際特許分類】

A 6 1 F 13/72 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 13/16 3 1 0 F

【手続補正書】

【提出日】平成28年8月1日(2016.8.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

前胴回り部と後胴回り部とクロッチ部とを有し、前記前胴回り部と前記後胴回り部とが互いの側方部分において縫合され、前記クロッチ部の前端部分が前記前胴回り部に縫合される一方、前記クロッチ部の後端部分が前記後胴回り部に縫合されているショーツであって、

前記ショーツの横方向へ延びる折曲線において前記クロッチ部を折曲して前記前胴回り部と前記後胴回り部との頂部を重ね合わせたときの前記ショーツでは、前記ショーツの前記横方向の寸法を二等分する中心線上において、前記頂部から前記折曲線に至るまでの距離に対しての前記頂部から前記クロッチ部と前記前胴回り部との縫合部位に至るまでの距離の割合が35-55%の範囲にあることを特徴とするショーツ。

【請求項2】

前記中心線と前記縫合部位との交差部位は、恥骨および前記恥骨よりも上方のいずれかにある請求項1記載のショーツ。

【請求項3】

前記前胴回り部および前記後胴回り部には前記ショーツの縦方向において弹性的に伸長する弹性生地が使用され、前記クロッチ部には前記ショーツの前後方向においての10%伸長時の伸長力が前記弹性生地の前記縦方向においての10%伸長時の伸長力よりも大きい生地が使用されている請求項1または2記載のショーツ。

【請求項4】

前記前胴回り部および前記後胴回り部には前記ショーツの縦方向において弹性的に伸長する弹性生地が使用され、前記クロッチ部には前記弹性生地の10%伸長時の伸長力では前記ショーツの前後方向へ2%を越えて伸長することのない生地が使用されている請求項1または2記載のショーツ。

【請求項5】

前記クロッチ部の外側には、前記クロッチ部の前記前端部分と前記後端部分とに縫合されていて、前記前端部分と前記後端部分との間の長さが前記クロッチ部における当該長さよりも短い弹性生地で形成されており、伸長すると前記クロッチ部の当該長さと同じになる第2クロッチ部が形成されている請求項1-4のいずれかに記載のショーツ。

【請求項6】

前記ショーツの内面側では、前記クロッチ部の色が、前記クロッチ部における前記前端部分の視認を容易にすることができるよう、前記前胴回り部の色および前記縫合部位に使用されている糸の色のうちの少なくとも一つの色と相違している請求項1-5のいずれかに記載のショーツ。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

このショーツにおいて、この発明が特徴とするところは、次のとおりである。前記ショーツの横方向へ延びる折曲線において前記クロッチ部を折曲して前記前胴回り部と前記後胴回り部との頂部を重ね合わせたときの前記ショーツでは、前記ショーツの前記横方向の寸法を二等分する中心線上において、前記頂部から前記折曲線に至るまでの距離に対する前記頂部から前記クロッチ部と前記前胴回り部との縫合部位に至るまでの距離の割合が35-55%の範囲にある。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0034

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0034】

前胴回り部と後胴回り部とクロッチ部とを有し、前記前胴回り部と前記後胴回り部とが互いの側方部分において縫合され、前記前記クロッチ部の前端部分が前記前胴回り部に縫合される一方、前記クロッチ部の後端部分が前記後胴回り部に縫合されているショーツであって、

前記ショーツの横方向へ延びる折曲線において前記クロッチ部を折曲して前記前胴回り部と前記後胴回り部との頂部を重ね合わせたときの前記ショーツでは、前記ショーツの前記横方向の寸法を二等分する中心線上において、前記頂部から前記折曲線に至るまでの距離に対する前記頂部から前記クロッチ部と前記前胴回り部との縫合部位に至るまでの距離の割合が35-55%の範囲にある。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0035

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0035】

上記段落に開示したこの発明は、少なくとも下記の実施の形態を含むことができる。これらの実施の形態は、分離して又は互いに組み合わせて採択することができる。

(1) 前記中心線と前記縫合部位との交差部位は、恥骨および前記恥骨よりも上方のいずれかにある。

(2) 前記前胴回り部および前記後胴回り部には前記ショーツの縦方向において彈性的に伸長する弾性生地が使用され、前記クロッチ部には前記ショーツの前後方向においての10%伸長時の伸長力が前記弾性生地の前記縦方向においての10%伸長時の伸長力よりも大きい生地が使用されている。

(3) 前記前胴回り部および前記後胴回り部には前記ショーツの縦方向において彈性的に伸長する弾性生地が使用され、前記クロッチ部には前記弾性生地の10%伸長時の伸長力では前記ショーツの前後方向へ2%を越えて伸長することのない生地が使用されている。

(4) 前記クロッチ部の外側には、前記クロッチ部の前記前端部分と前記後端部分とに縫合されていて、前記前端部分と前記後端部分との間の長さが前記クロッチ部における当該

長さよりも短い弾性生地で形成されており、伸長すると前記クロッチ部の当該長さと同じになる第2クロッチ部が形成されている。

(5) 前記ショーツの内面側では、前記クロッチ部の色が、前記クロッチ部における前記前端部分の視認を容易にできるように、前記前脇回り部の色および前記縫合部位に使用されている糸の色のうちの少なくとも一つの色と相違している。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0036

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0036】

1 ショーツ

2 前脇回り部

3 後脇回り部

4 クロッチ部

4 c 前端部分

4 d 後端部分

5 折曲線

1 3 縫合部位

1 3 a 交差部位

2 1 ウエストベルト部

2 0 頂部

4 1 第2クロッチ部

A 縦方向

B 横方向

C 前後方向

D - D 中心線